(その1)

収支報告書

令和　3　年分
(令和　年　月　日開催分)

※該当箇所に☑すること

(ふりがな) いずみだひろひこれんごうこうえんかい

1 政治団体の名称　泉田裕彦連合後援会

〒 949-5415

2 主たる事務所の所在地　長岡市岩田３９２９番地２

3 代表者の氏名　丸山　智

4 会計責任者の氏名　高木　英明

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　泉田裕彦
公職の種類　衆議院議員

資金管理団体の指定の有無
☐ 有　☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※ 団体コード

事務担当者の氏名
高橋　昭二

電話番号
090-8843-2860

新潟県選挙管理委員会 選 -4.3.-1 令和 市 号 時

11 4/16 ⑦

（その２）

収 支 の 状 況

１　収支の総括表

収入総額・・・・・・・・・・Ａ＝Ｂ＋Ｃ	0
（前年からの繰越額）・・Ｂ＝前年の収支報告書のＥと一致	0
（本年の収入額）・・・・Ｃ＝様式（その２）～（その６）の合計と一致	0
支出総額・・・・・・・・・・Ｄ＝様式（その13）の合計と一致	0
翌年への繰越額・・・・・・Ｅ＝Ａ－Ｄ	0

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
(ｱ)個人からの寄附		様式（その７）と一致する
（うち特定寄附）		
(ｲ)法人その他の団体からの寄附		様式（その７）と一致する
(ｳ)政治団体からの寄附		様式（その７）と一致する
小　　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		様式（その８）と一致する
イ　政党匿名寄附		様式（その９）と一致する
合　　計　（ア＋イ）	0	

（注）上記（２）寄附の欄に数字が入る場合には、必ず（その７）を添付してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　　銭　　信　　託	□	☑	
キ　有　　価　　証　　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無についてチェックしてください。
（注）有にチェックした場合は、項目別区分ごとに(その18)が必要です。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

（※　添付したものに○をつけてください）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　4年　2月　24日

政治団体の名称　　泉田裕彦連合後援会

会計責任者の氏名　　高木　英明　　高木

代表者の氏名（解散時のみ記入）

1　会計責任者本人が届け出る場合にあっては、本人確認書類を提示又は提出、その代理人が届け出る場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類を提示又は提出してください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではありません。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が届け出る場合は、本人確認書類を提示又は提出、これらの者の代理人が届け出る場合は、当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類を提示又は提出してください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではありません。